

## 「PCR原案策定計画」の登録について

(ご注意をいただきたいこと)

2010年7月30日

カーボンフットプリント制度試行事業事務局

(経済産業省委託事業事務局)

本年7月16日(金)に、経済産業省の委託を受けた「カーボンフットプリント・ルール検討委員会」において、「カーボンフットプリント制度の在り方(指針)」(以下「指針」という。)及び「商品種別算定基準(PCR)策定基準」(以下「PCR策定基準」という。)の改定を行いました。

これに伴い、本年度の「PCR原案策定計画」の登録については、以下のように実施することといたします。

事業者の皆様におかれましては、何卒ご理解・ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

### ＜PCRについて＞

「指針」において、PCRとは以下のように記載されています。

#### 2. 我が国におけるカーボンフットプリント制度の在り方について

##### (3) カーボンフットプリントの算定方法の在り方

##### ④ 商品種別算定基準(PCR)

各段階における算定に当たっては、PCRを定める。PCRは、同一商品種における、共通の算定基準であり、対象商品・サービスの定義、各ライフサイクルステージの設定、LCA計算、表示方法等から構成される。

PCRの作成に当たっては、カーボンフットプリントラベルによる表示を行おうとする事業者や業界団体等が中心となるものの、関係事業者の参加の下、一定の公正な手続を経て策定される必要がある。また、策定したPCRはウェブサイト上などで一般に公開されるなど、公平性や透明性を確保する必要がある。

(中略)

策定したPCRは、同一分野で複数の異なるPCRが乱立することがないように、一定の公的関与の下で管理が行われる仕組みを検討する。その際(略)、国際的な整合性を確保する仕組みを考慮することが必要である。

(中略)

なお、PCRの策定は固定的なものではなく、算定の正確性や簡便性等の観点から、策定後も常時見直し・改善を行う必要がある。

さらに、「PCR策定基準」においては、以下のように記載されています。

#### 3. 商品又はサービスの定義と範囲

##### (1) 対象商品又はサービスの定義

1) 対象商品又はサービスを定義する。定義するに当たっては、少なくとも以下の項目を考慮し、可能な限り広く定義する。例えば、リサイクル材料を用いた製品とバージン材を用いた製品のように、一般的に比較対象となる同種の製品は、同一のPCRで扱うことを原則とする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 機能・特性</li><li>② 用途（例：業務用、民生用 等）</li><li>③ 法規制事項（例：省エネ法基準 等）</li><li>④ その他の関連基準（例：業界基準 等）</li></ul> |
|--|

また、昨年度の試行事業における課題として、本年度の第1回ルール検討委員会<資料8の2頁、3. PCR関連>では、「商品種別」の粒度が揃っておらず、細分化しすぎたPCRが乱立した。この場合、類似製品を作るためにも新たなPCR策定が必要となってしまう。PCR認定に負荷がかかるにも関わらず、対象となる商品数が限られており、CFP検証が進まない。」という指摘があり、議論が行われたところです。

今年度の試行事業では、昨年度の課題を改善するため、改めて指針における在り方を踏まえ、「PCR原案策定計画」の登録においては、以下の通り実施することといたします。

#### **<今年度の原案策定計画登録の実施>**

指針、PCR策定基準に準拠し、

◆指針2.(3)④のとおり、同一分野で複数のPCRの乱立を回避する。

◆PCR策定基準3(1)1のとおり、PCRの対象商品又はサービスは可能な限り広く定義する。

これらに加え、「PCR原案策定計画の登録及びPCRの認定に関する規程」の第9条（計画実施事業者等の条件）なども考慮します。

事業者の皆様におかれましては、PCR原案策定計画の登録の申請を行う際は、関係事業者の参加、PCRの乱立の回避（既存の認定PCR及び策定中のPCRとの重複が無いかの確認等）、対象商品又はサービスは可能な限り広く定義するようにご配慮いただきますようお願い申し上げます。

※既にPCR原案策定計画が登録されているが、未だ認定されていないPCRについては、今般改定されたルールの下で、今後、PCR認定委員会の審議を受ける必要があるため、CFP制度試行事業事務局と調整の上、範囲の拡大等にご協力をお願いすることとなります。

以上

#### **ご参考（計画登録作業の必要性）**

JIS Q 14020 において、環境ラベル・宣言の構築は「利害関係者の参加による公開の協議」が強く望まれており、また、「十分な告知によって、協議への参画を奨励しなければならない」とされております。PCR原案策定計画登録のプロセスは、上記規格の主旨を踏まえ、適切な情報提供によって、利害関係者の参加を広く呼びかけることを目的としております。